

# 宮城県いじめ防止対策推進条例

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策等（第九条―第十八条）

第三章 重大事態への対処（第十九条―第二十二条）

第四章 推進体制の整備等（第二十三条―第二十八条）

### 附則

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人間として尊重されなければなりません。

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっております。

また、本県は東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこの地震に伴う津波並びにこれらに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。以下同じ。）により甚大なる被害を受け、「命の尊さ」を改めて心に深く刻むこととなりました。こうした全ての体験から学び得た教訓を、これからのいじめ

の防止等のための対策及び支援に生かしていくことは、本県の大きな使命であります。

いじめを生まない環境づくりのために、子どもが幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けることが出来るよう、県民及び地域社会が一丸となって、関係機関との連携の強化及び必要な体制整備を行わなければなりません。

このような考えの下、いじめの防止等のための対策及び支援における基本理念等を定め、取り組むべき主体の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策及び支援に関する総合的かつ実効性のある施策の推進を図るため、この条例を制定します。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策及び支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、及びいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効性のあるものとして推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、健全に成長できる環境を社会全体で形成することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

5 この条例において「事業者」とは、営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

6 この条例において「重大事態」とは、次に掲げる状態をいう。

一 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある状態。

二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状態。

#### （基本理念）

第三条 児童生徒をはじめ、学校及び学校の教職員、保護者、行政機関、県民並びに事業者等は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、相互に連携協力し、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。

2 いじめの防止等のための対策及び支援は、児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、当該苦痛を認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響及びいじめが人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策及び支援は、十分な原因の究明による再発の防止も含め、いじめを受けた児童

生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組みなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他関係者との緊密な連携の下、みやぎ子ども・子育て県民条例（平成二十七年宮城県条例第六十八号）第十四条の規定を踏まえ、本県の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、その設置する学校（以下「県立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 県は、市町村がいじめの防止等のための計画を策定し、及び施策を実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県教育委員会の責務及び役割)

第五条 宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、地域社会、大学（学校教育法第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）、児童相談所その他の関係機関と連携し、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

2 県教育委員会は、県立学校及び県立学校の教職員がいじめの防止等に係る対応を行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 県教育委員会は、県立学校の教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境の構築を行うものとする。

4 県教育委員会は、県立学校において、法及び国等が定めるいじめの防止等に関する方針等の周知及び徹底を図るために必要な措置を講ずるものとする。

5 県教育委員会は、市町村が、法第二章から第六章までの規定に基づき、法第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定、いじめの防止等に関する基本的施策の実施、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処に関する事務を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言及び援助を行うものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第六条 学校及び学校の教職員は、命の尊厳や当該学校に在籍する児童生徒一人一人の人権を尊重し、自分を大切にする自己肯定感を高め、お互いを認め合うための教育を行うものとする。

2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒が自ら行ういじめの防止等に関する取組を促進するよう努めなければならない。

3 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、いじめを生まない学校づくりに努めなければならない。

4 学校及び学校の教職員は、いじめの早期発見のため、当該学校に在籍する児童生徒が安心して相談できる環境づくりを行うとともに、いじめに対処できる資質及び能力の向上に向けた研さんを行うものとする。

5 学校及び学校の教職員は、常に情報を共有する体制を整備し、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添いながら、他の業務に優先して組織的かつ迅速に対応するものとする。

6 学校及び学校の教職員は、法第十三条に規定するいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下

「学校いじめ防止基本方針」という。)が、実効性があるものとなるよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒の、命の尊厳を重んじ他人を思いやる心及び規範意識等を養うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 保護者は、その保護する児童生徒が在籍する学校でいじめが発生した場合には、いじめの事実に向き合い、解決に向けて協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者等の役割)

第八条 県民及び事業者等は、地域社会において、児童生徒を見守り、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者等は、いじめが行われ、又は行われていると疑われるときは、学校に通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(いじめの防止に関する措置)

第九条 県教育委員会は、お互いを認め合い、助け合う人間関係を、学び、体験すること等の命の尊厳及び人権の尊重に十分配慮した教育を推進し、いじめを生まない環境の整備を図るものとする。

2 県教育委員会は、県立学校におけるいじめを防止するため、県立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、県立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに県立学校の教職員に対するいじめの防止等に関する理解の促進に関する施策その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県立学校は、当該県立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、その保護者との連携及び当該県立学校に在籍する他の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うものとする。

4 県立学校は、法第二十二条の規定に基づき、当該県立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置くものとする。

5 県教育委員会及び県立学校は、当該県立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質及び能力の向上に必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見に関する措置）

第十条 県教育委員会は、県立学校に在籍する児童生徒及びその保護者等がいじめについて安心して相談することができるよう、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県教育委員会及び県立学校は、当該県立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及びいじめへの対処を図るため、当該県立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講

ずるものとする。

3 いじめを受けた県立学校の児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った県立学校の児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき迅速かつ適切に行われるよう、県教育委員会及び県立学校にあっては児童生徒に対する指導に係る体制等の充実のための教員の配置等必要な措置を講じ、県教育委員会にあっては心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保を行うものとする。

(初動対応に関する措置)

第十一条 県立学校の教職員及び児童生徒の保護者は、当該県立学校に在籍する児童生徒からいじめに係る相談を受けたときは、当該相談の内容が事実であるかどうかにかかわらず、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校に対し、県立学校の教職員にあっては報告を、児童生徒の保護者にあっては通報をするとともに、いじめを受けた児童生徒を保護するために必要な措置をとるものとする。

2 県立学校は、前項の報告又は通報を受けたときは、当該県立学校内で情報を共有するとともに、学校いじめ防止対策組織を活用して、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を県教育委員会に報告するものとする。

3 県立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 県立学校は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるとともに、当該いじめを受けた児童生徒に係るいじめの円滑な解決のため、その保護者と協力して対応するものとする。

5 県立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該県立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6 県立学校は、いじめの背景に虐待、貧困その他の要因があるときは、児童相談所、民生委員、福祉事務所その他の専門機関と連携し、当該いじめに対応するものとする。

7 県教育委員会は、第二項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る県立学校に対し、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係るいじめの事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第十二条 県は、市町村、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を個人情報取扱いに配慮しつつ適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

2 県は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児

児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが適切に行われるよう、個人情報取り扱いに配慮しつつ学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(災害被災地における対策の推進)

第十三条 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し、東日本大震災その他の災害による影響を受けた子どもがその体験を乗り越え、健やかに成長していくことができるよう、心のケア、就学及び学習に関する支援その他の被災地におけるいじめの防止等に関する施策を推進するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十四条 県教育委員会及び県立学校は、ソーシャルネットワークワーキングサービスその他インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育を行うとともに、保護者への啓発活動及び注意喚起その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに関する最新の情報を県立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに県立学校の教職員に提供するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに対処するための体制を整備するものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第十五条 県教育委員会は、いじめの防止及び早期発見のための方策、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援の在り方、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インタ

インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### (啓発活動)

第十六条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度及び救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、基本理念の実現を図るため、いじめ防止対策推進月間を設けるものとする。

#### (県立学校の評価における留意事項)

第十七条 県立学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見及びいじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

#### (県教育委員会の市町村への指導、助言及び援助)

第十八条 県教育委員会は、市町村に対し、いじめの防止等に関する基本的施策等及び重大事態への対処に関する市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言及び援助を行うものとする。

2 県教育委員会は、市町村が設置するいじめの調査に係る組織の人材確保について、市町村の求めに応じて、専門的知識を有する者を確保するための適切な支援を行うよう努めるものとする。

### 第三章 重大事態への対処

#### (重大事態に対する理解)

第十九条 県教育委員会は、県立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに県立学校の教職員が重大事態の定義及びその重大性を十分に理解できるような必要な措置を講ずるものとする。

(県立学校に係る対処)

第二十条 県立学校は、当該県立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合には、県教育委員会を通じて、その旨を知事に報告しなければならない。県立学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該県立学校に対して当該児童生徒に係る重大事態が発生したことについての申立てがあったときも、同様とする。

2 県教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに学校いじめ防止対策組織又はいじめ防止対策調査委員会条例(平成二十六年宮城県条例第六号)第一条に規定する宮城県いじめ防止対策調査委員会(以下「宮城県いじめ防止対策調査委員会」という。)のいずれかを調査主体と決定し、法第二十八条第一項の規定に基づく調査を行わせるものとする。前項の規定による申立てを受けた場合も、同様とする。

3 県教育委員会は、前項の規定による調査の結果を知事に報告するものとする。この場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付するものとする。

4 県教育委員会は、第二項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。

5 県教育委員会は、第二項の規定による調査が終了したときは、正確な情報の発信及び丁寧な報道機関への対応に努めるものとする。この場合において、当該調査の結果について公表するときは、プライバシーの侵害そ

の他著しい支障を考慮した上で行うものとする。

6 知事は、第三項の規定による報告を受けた場合であつて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ調査結果検証等委員会条例（平成二十六年宮城県条例第十二号）第一条に規定する宮城県いじめ調査結果検証等委員会（以下「宮城県いじめ調査結果検証等委員会」という。）に諮問するものとする。

7 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときその他必要があると認めるときは、当該答申に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該答申の内容その他の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。

8 知事は、第六項の規定による諮問に対する答申があつたときは、その結果を議会に報告しなければならない。

9 知事及び県教育委員会は、第六項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、当該答申に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立学校に係る対処）

第二十一条 学校法人が設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合には、法第三十一条第一項の規定に基づき、その旨を知事に報告しなければならない。学校法人が設置する学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該学校法人が設置する学校に対して当該児童生徒に係る重大事態が発生したことに ついての申立てがあつたときも、同様とする。

2 知事は、学校法人又はその設置する学校に、法第二十八条第一項の規定に基づき行った調査の結果の報告を求めるとする。

3 知事は、前項の規定による報告を受けた場合であつて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、宮城県いじめ調査結果検証等委員会に諮問するものとする。

4 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときその他必要があると認めるときは、当該答申に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該答申の内容その他の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。

5 知事は、第三項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、当該答申に係る学校法人又はその設置する学校が当該答申に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村立学校に係る対処)

第二十二条 県教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態に関し必要があるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第五十三条第一項の規定に基づき、必要な調査を行うものとする。

2 県教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態に関し必要があるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十四条第二項の規定に基づき、市町村長又は市町村教育委員会に対し必要な報告を求めるものとする。

#### 第四章 推進体制の整備等

(宮城県いじめ防止基本方針)

第二十三条 知事及び県教育委員会は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効性のあるものとして推進するための基本的な方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 知事及び県教育委員会は、県いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県いじめ防止対策調査委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事及び県教育委員会は、県いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事及び県教育委員会は、定期的に県いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、県いじめ防止基本方針の変更について準用する。

7 知事及び県教育委員会は、法第六条に規定する地方公共団体の責務等に照らし合わせ、実効性のある県いじめ防止基本方針となるよう県いじめ防止基本方針に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

8 知事及び県教育委員会は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 知事及び県教育委員会は、毎年度、県いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第二十四条 県立学校は、県いじめ防止基本方針を参酌し、当該県立学校の実状に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。

2 県立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該県立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該県立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 県立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 県立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

(附属機関の活用)

第二十五条 県は、いじめ問題対策連絡協議会条例(平成二十六年宮城県条例第五号)第一条に規定する宮城県いじめ問題対策連絡協議会等の附属機関の積極的な活用を図り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効性のあるものとして推進するものとする。

(大学等との連携)

第二十六条 県は、専門的な知見を有する大学、民間団体等と連携体制を整備し、いじめの防止等に係る先進的

な取組の情報収集及び教職員の研修への活用を図るものとする。

2 県は、大学において行われる教員の養成に関して、いじめの防止等に対処できる資質及び能力の向上に資するよう、大学に対して必要な措置を講ずることを求めるとともに、大学の求めに応じて協力するものとする。

(市町村及び学校法人が設置する学校への支援)

第二十七条 県は、市町村及び学校法人が設置する学校がいじめの防止等に関する対応を行えるよう、第二十五条に定める附属機関の活用及び前条に定める大学等との連携により、市町村及び学校法人の求めに応じて必要な助言及び技術的指導を行うことができる。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。